

県外産業廃棄物処分事前協議書（優良認定業者）

年 月 日

（あて先）松江市長

住 所
氏 名
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
電話番号

県外産業廃棄物を松江市内で処分したいので、松江市産業廃棄物の処理に関する指導要綱第 16 条第 4 項（第 19 条第 2 項の規定により準用する第 16 条第 4 項）の規定により協議（変更協議）します。

排出事業場等の 名称及び所在地	名 称			
	所 在 地			
排 出 工 程		予定量	(t・m ³)	
市内へ搬入処分 する産業廃棄物 の 種 類 等	産業廃棄物の種類		処分方法	
	☐ 燃え殻			
	☐ 汚泥			
	☐ 廃油			
	☐ 廃酸			
	☐ 廃アルカリ			
	☐ 廃プラスチック類			
	☐ 紙くず			
	☐ 木くず			
	☐ 繊維くず			
	☐ 動植物性残さ			
	☐ 動物系固形不要物			
	☐ ゴムくず			
	☐ 金属くず			
	☐ ガラスくず等			
	☐ 鋳さい			
	☐ がれき類			
	☐ 家畜のふん尿			
	☐ 家畜の死体			
	☐ ばいじん			
	☐ 13号廃棄物			
	☐ 石綿含有産業廃棄物			
	☐ 水銀使用製品産業廃棄物			
☐ 水銀含有ばいじん等				
予 定 期 間	年 月 日から 年 月 日まで			
搬入先の状況	住 所			
	名 称			
	許可年月日	年 月 日	許 可 番 号	
	施 設 の 所 在 地			

承認印